

重要事項説明における法令に基づく制限等についての問合せ先のご案内

重要事項説明における法令に基づく制限等について、山梨県では法令ごとに所管課が異なります。

法令に基づく制限等の内容についてのお問合せは、関連ホームページをご参照の上、下表記載の該当法令の所管課までお問合せください。

（各所管課にて法令に基づく制限等に関連するホームページを設けている場合は、「所管課等」あるいは「備考」欄をクリックすると、関連ホームページが表示されます。）

なお、その他の重要事項説明に関するお問合せは、県土整備部建築住宅課企画担当(内線番号 7 6 1 4 ・ 7 6 3 0)までお問合せください。

重要事項説明における法令に基づく制限の担当課一覧

・ 宅地建物取引業法第35条第 1 項第 2 号関連（施行令第 3 条）の法令に基づく制限については以下の表をご覧ください。

号	法令名	主な概要	所管課等	連絡先	備考
1	都市計画法	・ 開発許可等	山梨県 開発許可制度の手続きについて<内部リンク> （「開発許可担当部署・管轄区域」の連絡先へお問い合わせください）		
2	建築基準法	・ 災害危険区域 ・ その他集団規定	甲府市内の物件については甲府市へお問い合わせください。 甲府市外については、県内各建設事務所建築課あるいは都市計画・建築課へお問合せください	【各建設事務所照会先（建築課または都市計画・建築課）】 中北 055-224-1674 ※甲府市内の物件については甲府市へ 峡東 0553-20-2718 峡南 055-240-4133 富士・東部 0554-22-7817	
3	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	・ 歴史的風土特別区保存地区内における建築物の制限	県内に制限地域はありません		
4	都市緑地法	・ 緑地保全区域内における行為の届出等	県内に制限地域はありません		
5	生産緑地法	・ 生産緑地地区内における建築等の制限	県内に制限地域はありません		
6	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	・ 航空機騒音傷害防止区域又は航空機騒音障害防止特別地区内における建築等の制限	県内に制限地域はありません		
7	景観法	・ 景観計画区域 ・ 景観重要建造物の現状変更の規制 ・ 景観重要樹木の現状変更の規制 ・ 管理協定の効力等	各市町村にお問い合わせください		
8	土地区画整理法	・ 施行地区内の建築行為等の制限 ・ 仮換地の指定 ・ 使用収益の停止 ・ 住宅先行建設区における住宅の建設等	各市町村にお問い合わせください		
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	・ 住宅街区整備事業の施行地区内の建築行為等の制限、仮換地の指定、使用収益の停止 ・ 土地区画整理促進区域内の建築行為等の制限 ・ 住宅街区整備促進区域内の建築行為等の制限	県内に制限地域はありません		
10	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	・ 拠点整備促進区域内における建築行為等の制限等	国土交通省 地方振興<外部リンク>		
11	被災市街地復興特別措置法	・ 被災市街地復興推進地域内における建築行為等の制限等	県内に制限地域はありません		
12	新住宅市街地開発法	・ 建築物の建築義務 ・ 造成宅地等に関する権利の処分の制限	県内に制限地域はありません		
13	新都市基盤整備法	・ 仮換地の指定 ・ 建築物の建築義務 ・ 開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限	県内に制限地域はありません		
14	旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律	・ 防災建築街区造成事業の施行区域内の建築行為等の制限	県内に制限地域はありません		
15	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	・ 造成工場敷地に関する権利の処分の制限	各市町村にお問い合わせください		
16	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	・ 造成工場敷地に関する権利の処分の制限	県内に制限地域はありません		
17	流通業務市街地の整備に関する法律	・ 流通業務地区内の規制 ・ 流通業務施設の建設義務 ・ 造成敷地等に関する権利の処分の制限	県内に制限地域はありません		
18	都市再開発法	・ 市街地再開発促進区域内の建築の許可 ・ 第一種市街地再開発事業施工地区内の建築行為等の制限 ・ 個別利用区内の宅地の使用収益の停止	各市町村にお問い合わせください		
19	幹線道路の沿道の整備に関する法律	・ 沿道地区計画の区域での行為の届出等	県内に制限地域はありません		
20	集落地域整備法	・ 集落地区計画の区域での行為の届出等	各市町村にお問い合わせください		
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	・ 防災街区整備地区計画の区域の行為の届出等 ・ 防災街区整備事業の施行地区内の建築行為等の制限 ・ 防災都市計画施設の区域内の建築の制限 ・ 個別利用区内の宅地の使用収益の停止 ・ 避難経路協定の効力（加わる手続、一の所有者による避難経路協定の設定を含む。）	県内に制限地域はありません		
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	・ 歴史的風致形成建造物の増築等の届出及び勧告等 ・ 歴史的風致維持向上地区計画の区域内の行為の届出及び勧告等	各市町村にお問い合わせください		
23	港湾法	・ 港湾区域内の工事等の許可 ・ 分区内の規制 ・ 特定港湾情報提供施設協定の効力 ・ 共同化促進施設協定の効力 ・ 連官民連携国際旅客船受入促進協定の効力	県内に制限地域はありません		
24	住宅地区改良法	・ 改良地区内の建築行為等の制限	各市町村にお問い合わせください		
25	公有地の拡大の推進に関する法律	・ 土地を譲渡しようとする場合の届出義務 ・ 土地の譲渡の制限	各市町村にお問い合わせください		

号	法令名	主な概要	所管課等	連絡先	備考
26	農地法	・ 農地又は採草放牧地の権利移動の制限 ・ 農地の転用の制限 ・ 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限」 （農地転用許可制度）	各市町村の農業委員会にお問い合わせください		
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	・ 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可 ・ 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に関する工事の許可・届出等	林政部森林整備課 農政部農村振興課 県土整備部都市計画課	055-223-1645 055-223-1595 055-223-1717	
28	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	・ 容積率の特例	県土整備部建築住宅課	055-223-1735	
29	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	・ 容積率の特例	県土整備部建築住宅課	055-223-1735	
30	都市公園法	・ 協定の効力	各市町村にお問い合わせください		
31	自然公園法	・ 自然公園内における建築行為等の規制（条例による制限が可能な旨を含む） ・ 風景地保護協定の効力	環境・エネルギー部自然共生推進課	055-223-1522	
32	首都圏近郊緑地保全法	・ 管理協定の効力	各市町村にお問い合わせください		
33	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	・ 管理協定の効力	県内に制限地域はありません		
34	都市の低炭素化の促進に関する法律	・ 樹木等管理協定の効力	各市町村にお問い合わせください		
35	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律	・ 生物多様性維持協定の効力	各市町村にお問い合わせください		
36	水防法	・ 浸水被害軽減地区内の行為の届出等	各市町村にお問い合わせください		
37	下水道法	・ 管理協定の効力	各市町村にお問い合わせください		
38	河川法	・ 河川区域内の工作物の新築等の許可、土地の掘削等の許可 ・ 河川保全区域における行為の制限 ・ 河川予定地における行為の制限 ・ 河川保全立体区域における行為の制限 ・ 河川予定立体区域における行為の制限	河川によって管理者が異なるため、 国管理河川については国、県管理河川については県内各建設事務所の河川砂防管理課、市管理河川については市へお問合せください		
39	特定都市河川浸水被害対策法	・ 管理協定（雨水貯留浸透施設）の効力 ・ 雨水浸透阻害行為の許可（変更の許可を含む） ・ 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可 ・ 保全調整池についての行為の届出等 ・ 管理協定（保全調整池）の効力 ・ 貯留機能保全区域内の行為の届出等 ・ 浸水被害防止区域内の特定開発行為の制限（変更の許可を含む） ・ 浸水被害防止区域内の特定建築行為の制限（変更の許可を含む）	県内に制限地域はありません		
40	海岸法	・ 海岸保全区域における行為の制限	県内に制限地域はありません		
41	津波防災地域づくりに関する法律	・ 津波防護施設区域における行為の制限 ・ 指定津波防護施設の行為の届出等 ・ 指定避難施設に関する届出 ・ 管理協定の効力 ・ 特別警戒区域内の特定開発行為の制限（変更の許可を含む） ・ 特別警戒区域内の特定建築行為の制限（変更の許可を含む）	県内に制限地域はありません		
42	砂防法	・ 第4条　砂防指定地（第3条において準用する場合を含む）	県内各建設事務所の河川砂防管理課へお問合せください	中北　055-224-1664 峡東　0553-20-2712 峡南　055-240-4122 富士・東部 0554-22-7819	
43	地すべり等防止法	・ 地すべり防止区域内の行為の制限 ・ ばた山崩壊防止区域内の行為の制限	地すべり防止区域については、県内各建設事務所の河川砂防管理課、または各農務事務所、各林務環境事務所にお問い合わせください ※ばた山崩壊防止区域は県内にありません	【各建設事務所河川砂防管理課照会先】 中北　055-224-1664 峡東　0553-20-2712 峡南　055-240-4122 富士・東部 0554-22-7819 ※照会対象が林地の場合は各林務環境事務所、農地の場合は各農務事務所へ	
44	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・ 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限	県内各建設事務所の河川砂防管理課へお問合せください	中北　055-224-1664 峡東　0553-20-2712 峡南　055-240-4122 富士・東部 0554-22-7819	
45	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・ 特別警戒区域内の特定開発行為の制限（変更の許可を含む）	県内各建設事務所の河川砂防管理課へお問合せください	中北　055-224-1664 峡東　0553-20-2712 峡南　055-240-4122 富士・東部 0554-22-7819	

号	法令名	主な概要	所管課等	連絡先	備考
46	森林法	・ 地域森林計画の対象となつている民有林の開発行為の許可 ・ 保安林予定森林における制限 ・ 保安林における制限	当該地域を所管する県内各林務環境事務所へお問い合わせください	中北 0551-23-3088 峡東 0553-20-2721 峡南 055-240-4167 富士・東部 0554-45-7812	
		・ 施業実施協定の効力		各市町村にお問い合わせください	
47	森林経営管理法	・ 経営管理権の効力 ・ 経営管理実施権の効力	各市町村にお問い合わせください		
48	道路法	・ 道路一体建物に関する協定の効力 ・ 災害応急対策施設管理協定の効力 ・ 利便施設協定の効力 ・ 道路予定区域における建築等の制限	道路によって管理者が異なるため、国管理道路については国、県管理道路については県内各建設事務所の道路課、市町村管理道路については各市町村へお問合せください	【県管理道路の照会先（県建設事務所道路課）】 中北 055-224-1667 峡北支所 0551-23-3065 峡東 0553-20-2734 峡南 055-240-4128 身延支所 0556-62-9065 富士・東部 0554-22-7814 吉田支所 0555-24-9087 新環状 055-261-1496 ※国及び市の管理道路はそれぞれの管理者へ	
49	踏切道改良促進法	・ 滞留施設協定の効力	県土整備部道路整備課	055-223-1688	
50	全国新幹線鉄道整備法	・ 行為制限区域内の行為の制限（新幹線鉄道規格新線等に関し準用する場合を含む）	県内に制限地域はありません		国土交通省 新幹線鉄道について<外部リンク> 国土交通省 リニア中央新幹線の整備<外部リンク>
51	土地収用法	・ 起業地の土地の保全	県土整備部用地課	055-223-1675	
52	文化財保護法	・ 重要文化財に関する現状変更等の制限、環境保全、売渡の申出（重要有形民俗文化財について準用する場合を含む） ・ 史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の制限、環境保全 ・ 伝統的建造物群保存地区の現状変更の規制等 ・ 地方公共団体の文化財に関する登録簿への登録等	観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課	055-223-1790	
53	航空法	・ 物件の高さ制限（制限表面）	県内に制限地域はありません		国土交通省 東京航空局<外部リンク>
54	国土利用計画法	・ 規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可 ・ 土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出 ・ 注視区域における土地に関する権利の移転等の届出	知事政策局政策企画グループ	055-223-1553	
55	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	・ 指定廃棄物埋設区域内の土地の掘削の禁止	県内に制限地域はありません		原子力規制委員会 指定廃棄物埋設区域<外部リンク>
56	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・ 指定区域内の土地の形質の変更の届出	環境・エネルギー部環境整備課	055-223-1515	山梨県 一般廃棄物<内部リンク> （「 廃棄物が地下にある土地の区域 」をご確認ください）
57	土壤汚染対策法	・ 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止 ・ 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出	環境・エネルギー部大気水質保全課	055-223-1511	土壌汚染対策法の指定区域<内部リンク>
58	都市再生特別措置法	・ 居住誘導区域外の建築等の届出 ・ 立地適正化計画の区域内の建築等の届出等 ・ 都市再生歩行者経路協定の効力 ・ 退避経路協定、退避施設協定、非常用電気等供給施設協定の効力 ・ 都市再生整備歩行者経路協定 ・ 管理協定の効力 ・ 立地誘導促進施設協定	各市町村にお問い合わせください		
59	地域再生法	・ 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内での建築等の届出等	各市町村にお問い合わせください		
60	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・ 移動等円滑化経路協定の効力	各市町村にお問い合わせください		
61	災害対策基本法	・ 指定緊急避難場所に関する届出	各市町村にお問い合わせください		
62	東日本大震災復興特別区域法	・ 届出対象区域内における建築等の届出等	県内に制限地域はありません		
63	大規模災害からの復興に関する法律	・ 届出対象区域内における建築等の届出等	県内に制限地域はありません		
64	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	・ 特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出	内閣府 区域の指定<外部リンク>		

令和 7 年 1 0 月 6 日 一部修正

・ 宅地建物取引業法第35条第 1 項第14号関連（施行規則第16条の 4 の 3）の法令に基づく制限については以下の表をご覧ください。

号	区域名等	重説事項	所管課等	連絡先	備考
一	造成宅地防災区域（宅地造成等規制法）	宅地又は建物が造成宅地防災区域内にあるときは、その旨	県内に区域の設定はありません		国土交通省 旧宅地造成等規制法について<外部リンク> （「 宅地造成防災区域の指定状況 」を参照してください）
二	土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	宅地又は建物が土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨	山梨県 県内の土砂災害警戒区域等の指定について<内部リンク> （「 土砂災害警戒区域等マップ 」を参照してください）		
三	津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律）	宅地又は建物が津波災害警戒区域内にあるときは、その旨	県内に区域の設定はありません		
三の二	水害ハザードマップ（水防法施行規則）	水防法の規定による図面における宅地又は建物の所在地	各市町村にお問い合わせください		

令和 6 年 5 月 3 1 日 現在